5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名: 北名古屋水道企業団

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	71.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	– %
全職員	73.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で 定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

the tentest then	
役職段階	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	– %
本庁課長補佐相当職	– %
本庁係長相当職	– %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6 年以上	- %
31~35年	- %
26~30年	- %
21~25年	- %
16~20年	- %
11~15年	86.9 %
6~10年	88.0 %
1~5年	95.6 %

【説明欄】

- ・全職員及び勤続年数別の男女差異については、全ての女性職員は勤続年数が 15 年以下のためこの割合になる。(区分別の女性割合⇒11~15 年: 9.1%、6~10 年: 50.0%、1~5 年: 16.7%)
- ・扶養手当や住居手当については、世帯主となっている男性職員に支給している場合が多い。(男性支給割合⇒扶養手当:94.7%、住居手当:90.0%)
- ・男女差異に「一%」と明記されている箇所は、該当する女性職員が存在しない。
- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。